

「アガペ」(題字・伊藤博胤)

日本社会事業大学  
Japan College of Social Work



日本社会事業大学同窓会北海道支部【(2023年4月22日発行 第38号】

(事務局=清水町南4-9-2-2 清水町DSCやすらぎ荘 0156-67-7300)

社会福祉随想リレー

### その3…夢を求めて馬車馬のごとくに

北海道同窓会顧問《学部第10期》 岩崎 俊雄  
日本社会事業大学同窓会会长

前回「その2」に、さらに、行政との関係では、付け加えなければならないことがあります。利用者からの「トラックを買え、作業場を大きくしろ」という要望の次に出されたのは、「もっと利用者を呼んで来い」の声でした。

当時の措置費は利用者に限定した使途が義務付けられ、他の部外者に使用することは禁止されていました。作業量を増やすためには、部材の搬入・搬出のためのトラックの整備、作業場の拡張だけでは限界があります。地域の障害者を仲間に加えれば作業量は増えるに違いない、彼らの読みは間違ひではありません。

しかし、制約下にある措置費に頼るわけにはいきません。独自の財源を捻出し、地域在宅障害者に門戸を開放しました。某補助団体の助成金で整備した外出用マイクロバスを使って私が送迎を行い、作業に加わってもらうという実験的事業でした。当初、県は難色を示していましたが、その後施設オープン化事業として公式に認められるようになりました。

このような経過から、新たな対応に迫られました。『すぎのこ学園』の定員増、授産施設の整備等を考えてみましたが、『小さな施設を地域の中に』という想いから、同じ町内に新たな更生施設を整備することを優先させることにしました。国際障害者年という記念すべき時代背景、さらに所管課長、係長が社大関係者であったこともあり、2か所目の施設が日の目を見ることになりました。

更なる夢の実現をめざすという観点から『(仮称)あすなろ学園』を建設することを、みなさんに提示しました。すると、提示した翌日には反応が現れました。「学園はやめよう、子ども扱いで嫌だ」の声でした。その結果、『あすなろ園』とすることにしました。

同じ町内に二つの施設ができるということで、『すぎのこ学園』は重度・重症、高齢化に対応した地域密着型の施設、『あすなろ園』は就労支援を重視した地域移行を目指した施設、

という大方の方針を打ち出しました。そして、1983（昭和58）年4月にあすなろ園が開園し、翌年にはこれまで実績のあった通所による利用ができる全国初の通所部の併設が認められたのでした。

このような動きの中で、本会の就労支援の抜本的強化策を評価し、ロータリークラブに加盟する企業を中心に、障害者を雇用する動きも出てきました。措置が解除され、自宅周辺の理解ある企業への就職が可能となってきたのです。自宅からの通勤が不可能な人のためには、旧自宅を改修した生活寮の実験的試みも開始しましたが、希望者全員の受け入れは不可能です。一方、会社になじみ定着する人たちばかりとは限らず、人間関係等から通勤ができず、自宅に引きこもる人も出てきました。

そんな一人には、悲劇が起こりました。「俺、自宅からの通勤はもう無理だよ。先生の得意なプレハブを施設内に作ってくれよ。そこから通うよ」と言っていた人から、ある夜、電話が入りました。「今までありがとう。神様が呼んでいる」と不可解な言葉を最後に、電話が切れました。その三日後、ハンドベルコンサートからの帰りの車中で、「弟が裏山で凍死体となつて発見された」との電話をその兄から受けました。

涙が止まりませんでした。彼の本当の願いは何だったのか、寄り添ったサービスの提供に真摯に努めたであろうか、死という最悪の結果にどうして良いのか、戸惑うばかりでした。

数日後に遺留金品を引き取りに来たお兄さんご夫婦とは、満足なお話をすることができますでした。引き渡しを済ませて帰った後、そのお兄さんがすぐに戻ってこられ、「預金の全額を引き出してきたので、施設に寄付したい。弟が望んでいたのは、施設内アパートです。弟の夢を実現するための一部として使ってください」と。本人の希望よりも、るべき姿を優先していたことに気づかされました。

これにより、『地域での生活をするための施策はどうあるべきか』を、検討し始めました。厚労省内でグループホーム（以下、GH）制度創設の動きがあることを知り、伝手を頼りに浅野史郎障害福祉課長に会うことができ、話を伺いました。浅野課長の「GH制度こそ障害福祉の決定打」という言葉を今でも忘れません。

利用者に地域での生活をしてもらうための施策として、GH制度の活用を積極的に推進することを保護者のみなさんに説明することにしました。面会日の保護者会での最初の説明直後に、「園長は何を考えてるんだ。ようやく施設に入所できたのに、今出されたら大変になる。非情な園長に責任があるとマスコミに通報し、首をくくってやる」との絞り出すような声が母親の一人から出されました。

やはり私のひとり相撲か、とも思いましたが、「すぎのこ会が建設するGHで生活してもらうのであって、措置は解除されるが、法人と縁が切れるわけではない」と説明することでなんとか納得してもらいました。

しかし、国の施策として展開されようとしていたGH制度と、私が考えていた制度とは、その後の意見交換を通じ若干相違していることが判明したため、当面は生活寮という独自の施策を展開することにしました。その後、某補助団体の理解の許、本会初の、さらには、その補助団体初の、補助事業としてのGH『花水木』の整備を完了し、2000（平成12）年10月にオープンしました。これを皮切りにGHを重点的に整備することにしました。

他方、施設利用者は重度・重症化し、作業が困難な人も増加していました。保護者との合同新年会を予定していた早朝に、重積発作のある男性利用者が亡くなりました。不幸は続

ぐもので、同じ年に重複障害のある女性利用者の死にも直面することになりました。利用者の多くが作業場で働いている間に、『みんなが気持ちよく帰ってこられるように』と施設内の清掃をするグループに所属する二人でした。

「頑張れ、頑張れ」と毎日訓練に励んでいた最中の突然の死。彼と彼女の人生とはいったい何だったのか、訓練のために生まれてきたのであろうか。そんな疑問が脳裏を離れませんでした。訓練ではない生活するための施設、そんな施設の実現が、初代理事長であった義父から二代理事長に就任した私の最初の課題として急浮上してきました。

このような中で、GHへの移行が困難な利用者の保護者からも、更生ではなく、生活することを重視した『終の棲家的な終身援護施設建設』に対する強い要望が出されるようになりました。その実現のため、両施設の連合組織である『すぎのこ会を守る会』が結成され、本格的な募金活動が開始されました。

当時、障害関係三審議会合同企画分科会で議論されていた、身体障害者療護施設同様の知的障害者の法的な生活施設を実現すべく「親が元気なうちに生活施設を創ろう」の会長方針の元、法人との連携を強化した活動へと発展しました。

既に2ヶ所の施設を有する岩舟町以外での建設地として、隣接する大平町に協力を求めるべく、町長室を訪ねました。話を聴き終えた町長は、すぐに福祉課長以下関係職員を呼び、身体障害者デイサービスセンターを併設した生活施設を整備すべく、準備に入るよう指示しました。後日分かったことですが、重度の脳性麻痺のお子さんを持っている町長は、日頃から本会との連携を匂わせていたとのことでした。

町長から積極的な応援を求められた県も、(仮称)知的障害者生活施設『もぐせいの里』と身体障害者デイサービスセンター『あじさい』の整備を認める決断をし、整備が進められることになりました。そして、1999（平成11）年4月に同施設がオープンしました。

しかし、審議会で審議されていた生活施設は文言化されず、「もぐせいの里」は幻の生活施設となりました。しかし、利用する人たちの多くが、重度・重症の障害を持っている人たちであったため、「更生を目的としない」ことを行政も認める結果となり、マスコミも『初の生活施設の誕生』と大きく報道してくれたのでした。

\* 以下、「その4」に続く…

## 道内における高齢者虐待について考える

北海道同窓会会长（学部第23期）

社福法人栄和会常務理事・総合施設長 濱戸雅嗣

「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持つ健全で安らかな生活を保障されるものとする」…老人福祉法第2条（基本的理念）

「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」…社会福祉法第3

## 条（基本的理念）

「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり（中略）、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう必要な保健医療及び福祉サービスに係る給付を行うため（中略）介護保険制度を設け（後略）」…介護保険法第1条（目的）

※ 下線部筆者

この3つの条文は、私が当法人の新規採用者研修の一番初めの講義の中で必ず説明しており、高齢者福祉介護に携わる者としての基本である。

ところが「敬愛され」、「安らかな生活を保障され」、「尊厳が保持される」はずの高齢者が、虐待という尊厳とは真逆の行為を受けているという実態がある。昨年末から今年にかけ道内の障害者関係施設・事業所や高齢者関係施設・事業所で虐待や権利擁護に関する不適切な事例が相次いで報道され、道議会でも関連質疑がされている。北海道は施設内虐待の実態調査を実施すると表明し現在調査が進められている（政令指定都市・中核市を除く）。

この稿では高齢者虐待の実態について報告し、その防止策を考察してみたいと思う。

### 1. 高齢者虐待防止・養護者支援法

高齢者虐待防止に関する法律は、2006（平成18）年4月1日施行の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」がある。いわゆる「高齢者虐待防止法」である。法律名が示す通り、単に虐待防止だけではなく、養護者支援（この場合の養護者とは家族等の介護者の指す）も目的である。つまり虐待をしてしまった家族等の介護者を罰するのではなく、その人も含めた支援をすることで、虐待の芽を摘み高齢者の生活を支えることが目的である。私はこの法律を、「高齢者虐待防止・養護者支援法」と呼んでいる。また高齢者福祉施設等における施設内虐待も当然対象としている。

障害者虐待に関する法律も同じ趣旨で養護者支援を法律名に明記しているが、なぜが児童虐待に関する法律は養護者支援（保護者支援?）は法律名には明記されていない。

この法律は初めて高齢者虐待を、①身体的虐待、②介護の放棄・放任（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待と定義した。しかし、法律の中には上記の虐待をしてはならないとは書かれておらず、「高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが極めて重要である」（第1条）として虐待の防止を進めているのである。

### 2. 増加し続ける高齢者虐待

所管の厚生労働省はこの法律に則り毎年高齢者虐待の実態調査を実施公表している。調査は、虐待の防止の責務を負う市町村と都道府県を対象に虐待の相談件数、認定件数等を把握し、全国的にまとめたものである。余談ではあるものの、虐待件数等の結果は養護者によるものと、施設内によるものに分けて公表されている。報道発表資料には法施行当初は養護者による虐待、施設における虐待の順に記載されていたが、ある時からこの順序が逆になり、近年は施設における虐待が初めに記載されるようになっている。厚労省が施設内虐待を重要視している表れだと見ている。

図1は、施設内虐待の相談件数と虐待と判断した件数、図2は養護者による虐待の相談件数と虐待と判断した件数の推移である。件数は養護者による虐待の方が圧倒的に多いが、件数の増え方は施設内虐待が顕著である。施設内虐待が令和2年度に少し減っているが、これ

は新型コロナウイルス感染症による面会制限などで家族や地域の人が施設内に入る機会が大幅に減ったことで虐待を発見、通報することが減ったためだと私は分析している。

今回は詳細な分析は避けるが施設内虐待だけ簡単な分析をしていく。

#### ① 施設種別

施設種別を見ると、残念ながら私の勤める特別養護老人ホームが31%と最も多く、次いで有料老人ホーム29%、グループホーム14%、老健施設5%となっている。この順序は毎年変わらないで推移している。その他施設種別ではそれぞれ数としては少ないが軽費老人ホーム、養護老人ホーム、デイサービス、小規模多機能居宅介護、介護療養型医療施設（介護医療院）、訪問介護、居宅介護支援（ケアマネジャー）、ショートステイなどで虐待が発生している。

ちなみに、北海道が施設内虐待の実態調査を実施中と前述した。その調査対象は介護保険3施設（特養、老健、介護療養型医療施設）に限っており、特養関係者としては不満を持っている。上記の通り確かに特養は一番多いが、次いで多い有料老人ホームやグループホームが調査対象になっていないからである。調査結果は公表されることになるが、おそらくある程度の虐待件数が把握され報告されるであろうと思われる。その時に「介護保険3施設で〇〇件の虐待が判明 北海道が公表」とセンセーショナルに報道される可能性があり、特養などだけで虐待が起こっている、と思われる危険性がある。調査を担当する所管課には調査前に有料老人ホームやグループホームを調査しないで何が実態調査だとクレームを入れたものの、「有料老人ホームやグループホームは調査しにくい」との訳の分からない理由で、介護保険3施設のみで進められてしまった。

#### ② 虐待の種類（図3）

虐待の種類では身体的虐待、心理的虐待、介護放棄の順で多く、この傾向は当初から変わっていないが、2020（令和2）年度の調査では、性的虐待が149件を異常に多かったが、特に原因は分析されていない。

#### ③ 深刻度（図4）

虐待に深刻度を図るのがふさわしいかどうかの議論は別として、半数以上が軽度の深刻度1である。他方、最重度の深刻度4が17人もおり、そのうち1名が死亡しているという恐ろしい実態も明らかになった。安全で安心であるはずの施設の中で虐待による死亡があつていいのだろうか。

#### ④ 虐待の発生要因

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」56.2%で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」22.9%、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」21.5%、「倫理観や理念の欠如」12.7%などとなっている。

#### ⑤ 過去の指導

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は19.8%と、約2割で虐待が2回以上発生しているという驚きの結果であった。さらに過去に何らかの指導があった割合は27.2%と3割弱の施設・事業所が指導を受けるような運営してきたことも明らかになっている。

### 3 虐待防止の方策

虐待の発生要因等から考えられる施設・事業所における高齢者虐待を防ぐ方法としては、①組織運営の健全化、②負担やストレス・組織風土の改善、③チームアプローチの充実、④倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施、⑤ケアの質の確保がある。

#### ① 組織運営の健全化

不健全な組織運営自体が問題とは思うが、理念を共有しその実現に向けた指針を明らかにしたり、職責や職種による責任・役割を明確にする組織体制の構築、第3者の目を入れた開かれた組織にする運営姿勢の見直しなどが必要である。

#### ② 負担やストレス・組織風土の改善

介護現場では人員不足が慢性化しており、一部施設では職員定数が足りないため入所ベッドを稼働させられない所もある。この人員不足により一人ひとりの職員に係る負担が大きくなり、それによるストレスを感じる職員への対応が必要である。また虐待が繰り返されたり行政による指導があった施設・事業所も多いことから、様々な課題に対して対応を現場だけに任せることではなく、組織的な対応に丁寧に取り組んでいく運営が重要になってくる。

#### ③ チームアプローチの充実

関係する職員がどのような役割を持つべきか、またリーダーの役割を明確にするなど「役割や仕事の範囲」を明確にしたり、情報共有や意思決定の仕組みや手順を明確にし「職員間の連携」を意図的に図り、チームアプローチを充実させることが必要である。

#### ④ 倫理観とコンプライアンスを高める教育

ケアにおける「利用者本位」という大原則を確認したり、基本的な職業倫理や専門性に関する学習の徹底、関連する法律を学ぶ機会を確保するなど、職員教育の見直しが必要である。

#### ⑤ ケアの質の向上

最新の認知症ケアや個別ケア、ケアマネジメントサイクルによるケアの提供など、ケアの質の向上を図るための体制づくりや教育の見直しが必要となる。当たり前のことを当たり前に言えば、上記の虐待防止の方策は決して難しいことではなく、介護施設・事業所では、当たり前に実施していかなければならないことばかりである。しかし、この基本的なことができていない施設・事業所があることも事実である。また、これだけ介護関連の施設・事業所が増えそこで働く職員が多くなってくると、これまで全くケアに関する教育を受けていない職員も増えていることから、教育のあり方を根本から見直していく必要もある。

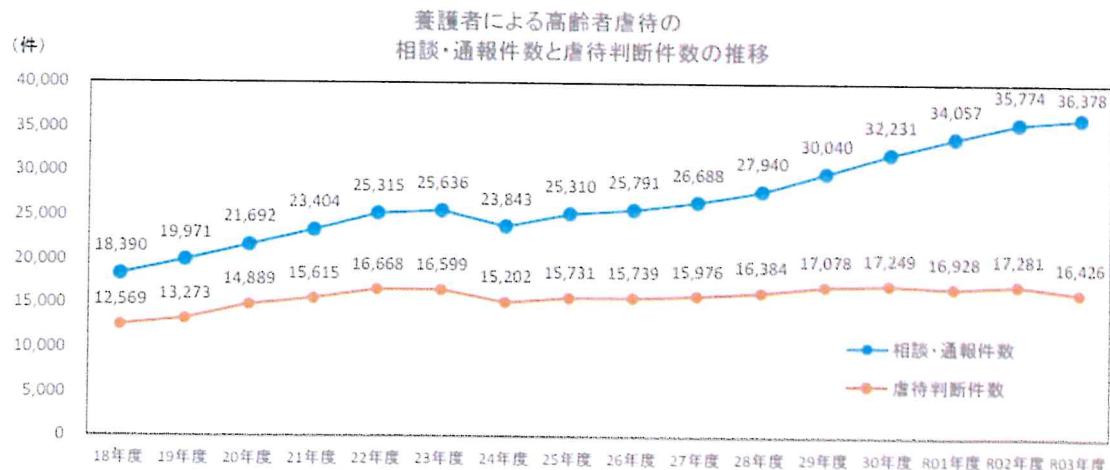
以上により、冒頭に述べたように「敬愛され」、「安らかな生活を保障され」、「尊厳が保持される」はずの高齢者が、その居場所で虐待を受けることが決してないように取り組むことを再度決意しなければならない。

(以下に、纏めて図を入れますので、よろしく！ ↓)

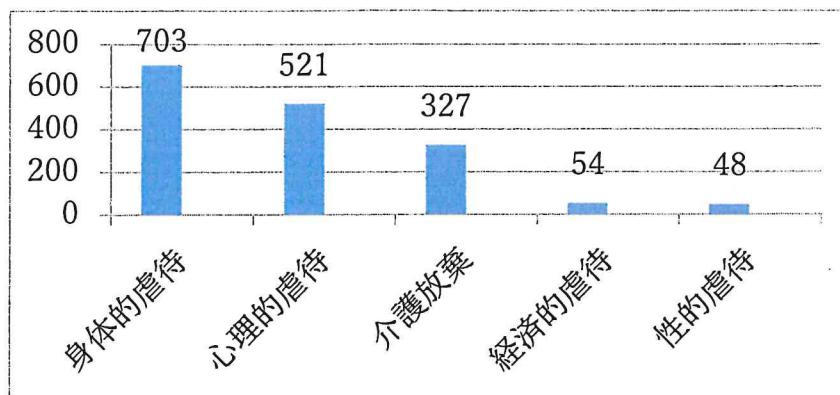
\* 図1



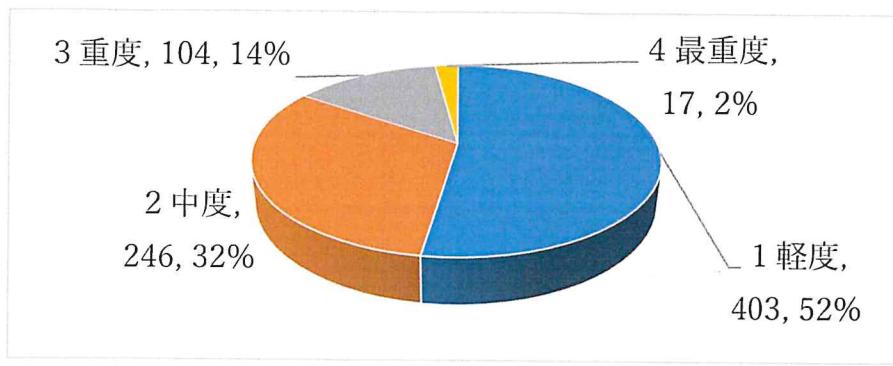
\* 図2



\* 図3



\* 図4



### ★☆★訃報★☆★

本学同窓会長であり、道同窓会顧問でもある岩崎俊雄さん（75歳）が、4月14日ご逝去なさいました。お通夜は22日（土）に、告別式は23日（日）に執り行われましたので、道同窓会として、弔電及び香典をお送りしました。

道同窓会の立場では、岩崎さんは、単に「同窓会長」というだけではなく、10年ほど前から親しくお付き合いをさせていただき、道セミナーにもご夫婦で出席してくださいました。

そういう経過もあって、現在は「社会福祉随想リレー」に寄稿してくださり、今号は「その3」でした。次号「その4」が、このたびの寄稿全体の「まとめ」とはなるものの、岩崎さんには「これ以降も、近況や思うところを、続けて書いてください」とお願いしてありました。また、今号発行に当たり、原稿ができた時点で、「こういうふうになります」と、過日、メールで「アガペ第38号」の案を送付したばかりでした。

このような経過もあり、失礼ながらまずは電話にて、奥様にご挨拶をさせていただきました。奥様のお話によると、しばらく体調を崩されており、ご本人は1月から食が細くなり、3月には肺炎を患ったとのことでした。そして、上述の通り、4月14日亡くなりました。

覚悟はしてはいたとはいうものの、奥様の落胆も深く、こちらも本当に言葉がありませんでした。この6月には、同窓会幹事会が対面で行われる予定ですので、またそこでお目にかかる、かつ、一緒に酌み交わすことができる、と全く疑ってもいませんでした。

本当に、本当に、残念でなりません。

今となっては、心よりご冥福をお祈りするばかりです。

岩崎さん。これまで、本当にありがとうございます。そして、これからも、社大同窓会の活躍を、天上より観護っていてください、ね。

君ニ勧ム金届厄(きみにすすむきんくつし)

満酌辞スルヲ須イズ (まんしゃくじするをもちいづ)

花発ヒテ風雨多シ (はなひらいてふううおおし)

人生別離ニ足ル (じんせいべつりにたる)